

資産総額の変更の届出について

届出書・添付書類・資料	留 意 事 項	備 考
1 届出書		様式例7
2 登記事項証明書	「現在事項証明書」で構いません	

(参考) 私立学校法施行令第6条

(登記の届出等)

第6条

- 1 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第一百五十二条第五項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 (略)

(参考) 組合等登記令第2条及び第3条

(変更の登記)

第2条

- 1 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が完了した日から二週間以内にしなければならない。
- 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
 - 一 目的及び業務
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在場所
 - 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
 - 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
 - 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

第3条

- 1 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

文 書 番 号
年 月 日

福岡県知事 ○○ ○○ 殿

所在地
学校法人
理事長 印
(記名押印に代えて、署名することができる。)

資産総額変更届

標記のことについて、組合等登記令第3条の規定により、本法人の資産総額の変更登記を行いましたので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により登記事項証明書を添えて届け出ます。

資産総額 金 円

變更年月日 年 月 日

登記年月日 年 月 日

添付書類 登記事項証明書